

建設業における社会保険等への加入について

平成30年4月1日 所沢市

1. 入札参加資格審査について

入札参加資格審査申請時において、「社会保険等に加入していること」を条件としています。

2. 入札参加条件について

全ての建設工事の入札参加において、「社会保険等に加入していること」を条件としています。

3. 一次下請契約の原則禁止について

平成30年10月1日以降に公告又は指名通知された所沢市発注工事を契約する受注者（元請業者）と、社会保険等未加入業者との一次下請契約を「原則禁止」します。ただし、工事の施工が困難となる場合やその他の特別の事情があると発注者が認める場合は、発注者の指定する期間内に当該下請業者が社会保険等に加入することなどを条件に、下請契約をすることが認められます。

また、平成31年4月1日以降に公告又は指名通知された所沢市発注工事を契約する受注者（元請業者）は、一次下請業者が最終的に社会保険等に未加入の場合は、受注者に対し「入札参加停止」や「工事成績評定の減点」の措置を行う場合があります。

なお、一次下請業者が社会保険等への加入について適用除外のものは対象外とします。

※「社会保険等」とは、健康保険・厚生年金保険・雇用保険をいいます。

※ 受注者の社会保険等への加入状況の確認は、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の「その他の審査項目（社会性等）」欄において、「有」又は「除外」になっているかを確認します。

審査基準日以降に社会保険へ加入した場合は、保険料の領収書等の写しを（「社会保険等加入確認の提出資料」参照）、適用除外の承認を受けた場合は「社会保険等の適用除外に関する誓約書」を提出してください。

※ 一次下請業者の社会保険等への加入状況の確認は、「施工体制台帳」の「健康保険等の加入状況」欄において、「加入」又は「適用除外」になっているかを確認します。